

安芸圏域災害時歯科保健医療活動のための事前活動登録について

1 災害時の歯科保健医療の必要性

南海トラフ地震等大規模災害時には、助かった命を守り、災害関連死を防ぐための口腔ケア対策など災害時の歯科保健医療活動が必要です。具体的には、口腔領域の外傷対応、避難生活者のう蝕治療や義歯調整など歯科医療の提供が求められます。

また、避難生活による食生活の変化に加えライフラインが断絶した環境下においては、口腔衛生状態の悪化を招き、全身の健康状態に影響を及ぼすこととなります。特に、高齢者においては誤嚥性肺炎の発症率が高まることから、口腔ケア対策が重要となります。

2 登録の目的

高知県では災害時に備え、高知県災害時医療救護計画が定められています。その救護計画に基づき、歯科医療救護分野については、高知県災害時歯科保健医療対策活動指針により、発災時に歯科医療救護班、口腔ケア班を構成し、歯科保健医療活動を行うと定められています。

事前に各地区の活動可能な歯科衛生士を把握しておくことで、迅速に歯科医療救護班、口腔ケア班を構成し、円滑な歯科保健医療活動を行うことができます。

< 歯科医療救護班の活動内容 >

活動場所：避難所、施設等

活動内容

- ① 避難所などにおける被災者に対する歯科治療
- ② 歯科保健指導等
- ③ 設備の整った医療機関への転送

< 口腔ケア班の活動内容 >

活動場所：避難所、施設等

活動内容

- ① 高齢者、障害者等災害時要配慮者への口腔ケアの実施
- ② 感染症予防、健康保持のための被災者への口腔ケアの実施
- ③ 口腔ケアの啓発、指導

3 登録の対象

安芸圏域（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）で居住または勤務している歯科衛生士。

4 登録の流れ

①申請用紙に必要事項を記入

- ・氏名、ふりがな
- ・住所
- ・連絡先
- ・現在の勤務状況（勤務地の詳細）
- ・同意（登録年月日、氏名）

②登録方法

- ・申請用紙

（※郵送または、高知県安芸福祉保健所へ直接お持ちください。）

※郵送に係る費用は個人でご負担いただきますようお願いいたします。

③登録データは高知県安芸福祉保健所で管理

登録された情報は、同意の範囲内で災害時の連絡や救護活動関係機関（管内市町村、安芸・室戸歯科医師会等）に提供し、連絡調整に利用します。

氏名、住所、連絡先、勤務状況等の登録内容に変更があった場合は、登録時と同様の申請用紙の「変更」にチェックをし、変更内容をご記入のうえ申し出をお願いいたします。変更の申し出がない限り、令和11年3月31日まで自動継続とします。それ以降については、その時点でお知らせする予定とします。

発災時には、身の回りの安全を確保した後、歯科保健医療活動の協力をお願いいたします。

また、登録後は、災害時保健医療活動の知識の向上のため、必要な情報及び研修等のご案内を登録住所へ送付いたします。

—— 個人情報の取り扱いについて ——

- ・原本は鍵のかかる保管庫で保管します。
- ・電子化したデータはパスワードをかけて安全なフォルダで保管します。
- ・共有の範囲については、ご本人の自由意志であり、その範囲によって不利益を生じることはありません。
- ・登録を辞退したい時は、辞退申請をいただければ、いつでも削除できます。
- ・災害時の活動に活用する目的以外には、利用しません。

[お問い合わせ]

高知県安芸福祉保健所 健康障害課 歯科保健担当
〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1-4-36
TEL 0887-34-3177